

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所 香川県高松市郷東町西新開371-1



氏 名 ダンロップタイヤ四国株式会社

代表取締役 西岡 隆

電話番号 087-882-2729

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	40.5 t/年	10.17 t/年	
	排出事業場	名称	別紙のとおり		
		所在地	別紙のとおり		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	西岡 隆 087-882-2729		
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日		
参 考 事 項				

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

## 排出事業者名 (ダンロップタイヤ四国株式会社)

	排出事業場名	所在地 (県名から記入)	県内に搬入しようとする産業廃棄物	
			金属くず	廃油
			最大搬入量 (t/年)	最大搬入量 (t/年)
1	松山営業所	愛媛県松山市六軒家町3-14	1.13	4.5
2	松山南配送センター	愛媛県伊予郡砥部町重光14-1	1.13	4.5
3	南予営業所	愛媛県大洲市新谷乙.399-1	1.13	4.5
4	新居浜営業所	愛媛県新居浜市惣開町3-19	1.13	4.5
5	四国中央配送センター	愛媛県四国中央市寒川町字大門3780-1	1.13	4.5
6	高知営業所	高知県高知市南川添6-16	1.13	4.5
7	タイヤランド新居浜西	愛媛県新居浜市新田町1丁目1-34	1.13	4.5
8	タイヤランド今治	愛媛県今治市東村1丁目14-1	1.13	4.5
9	タイヤセレクト高知朝倉	高知県高知市針木本町20-7	1.13	4.5
10				
合計			10.17	40.5

ダンロップタイヤ四国㈱ 松山営業所  
〒791-8021 愛媛県松山市六軒家町3-1-4

松山環状線、国道56号、松山外環状道路/松山外環状道路インター線/国道33号、松山IC  
から井門町の松山自動車道に入る  
22分(12.3km)

南東に進む  
49m

右折する  
350m

左折して松山環状線に入る(国道11号/高松/国道33号/高知/国道56号/宇和島の表示)  
3.1km

左車線を進む  
550m

右車線を使用して左側を進む  
250m

和泉交差点で右手前方向に曲がり国道56号に入る(宇和島/松山中央公園の表示)  
2.4km

左折して松山外環状道路/松山外環状道路インター線/国道33号に入る(13/松山IC/松山自動車道/高知/久万高原町/松山外環状道の表示)  
230m

右車線を使用、直進し、そのまま松山外環状道路/松山外環状道路インター線/国道33号を進む  
1.4km

松山外環状道路/松山外環状道路インター線/国道33号を直進する  
2.4km

左車線を使用して E11/松山自動車道 のランプに進む

有料区間

1.5 km

三豊市 豊中町上高野 まで 松山自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
1 時間 14 分 (106 km)

松山自動車道 に入る

有料区間

84.2 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鉦業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

ダンロップ四国㈱ 松山南配送センター  
〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光1-4-1

県道 190 号 と 松山 IC から 松山市 井門町 の 松山自動車道 に入る  
10 分 (6.2 km)

北西方向に県道 23 号を進む  
230 m

右折する  
2.5 km

右折して中川原橋/県道 16 号に入る  
そのまま 県道 16 号 を進む  
350 m

右折して県道 190 号に入る  
1.0 km

右車線を進む  
260 m

斜め左方向に曲がり松山外環状道路/松山外環状道路インター線/国道 33 号に入る  
300 m

左車線を使用して E11/松山自動車道 のランプに進む  
有料区間  
1.5 km

三豊市 豊中町上高野 まで 松山自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
1 時間 14 分 (106 km)

松山自動車道 に入る  
有料区間  
84.2 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m



喜楽鉦業(株) 四国エネルギー工房高瀬  
〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻3 3 3-7

ダンロップタイヤ四国(株) 南予営業所  
〒795-0071 愛媛県大洲市新谷乙399-1

松山自動車道 に入る  
3 分 (1.8 km)

西方向に国道 56 号を進んで県道 232 号に向かう  
1.0 km

十夜ヶ橋交差点 を右折して 松山自動車道/松山 方面のランプに入る  
有料区間  
800 m

三豊市 豊中町上高野 まで 松山自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
1 時間 47 分 (148 km)

松山自動車道 に入る  
有料区間  
41.0 km

松山自動車道を進む  
有料区間  
84.7 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む  
有料区間  
20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む  
有料区間  
1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む  
17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鉱業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

ダンロップタイヤ四国(株) 新居浜営業所  
〒792-0001 愛媛県新居浜市惣開町3-19

平和通り/県道13号 から 船木 の 松山自動車道 に入る  
20分 (9.4 km)

南西に進む  
59 m

左折する  
600 m

左折して図書館通りに入る  
400 m

斜め左方向に曲がり平和通り/県道13号に入る  
2.0 km

平形町郵便局前 (交差点) を右折する  
2.0 km

斜め右方向に曲がる  
1.6 km

左折して国領大橋/国道11号に入る  
そのまま 国道11号 を進む  
850 m

新居浜IC入口 (交差点) を右折して 県道47号 に入る (松山自動車道 の表示)  
750 m

左折して 松山自動車道 のランプに入る  
有料区間  
450 m

分岐を左方向へ進み 高松/徳島/高知 の標識に従って 松山自動車道 に入る

有料区間

700 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 松山自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

33 分 (48.4 km)

松山自動車道 に入る

有料区間

26.5 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

ダンロップタイヤ四国(株) 四国中央配送センター  
〒799-0431 愛媛県四国中央市寒川町字大門3780-1

国道11号 から 松山自動車道 に入る  
8分 (5.0 km)

北に進んで国道11号に向かう  
21 m

左折して国道11号に入る  
3.4 km

土居IC交差点を左折して 松山自動車道 のランプに入る  
有料区間  
950 m

分岐を左方向へ進み 高松/徳島/高知 の標識に従って 松山自動車道 に入る  
有料区間  
700 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道11号 まで 松山自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき  
豊中IC で 高松自動車道 を出る  
24分 (35.1 km)

松山自動車道 に入る  
有料区間  
13.2 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む  
有料区間  
20.6 km

さぬき豊中IC 出口を 高瀬 方面の 国道11号 に向かって進む  
有料区間  
1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む  
17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)  
700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)  
750 m

左折する  
900 m

左折する  
210 m

斜め右方向に曲がる  
1.5 km

左折して県道 24 号に入る  
4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む  
3.5 km

右折する  
650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬  
〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7



ダンロップタイヤ四国(株) 高知営業所  
〒781-0082 高知県高知市南川添6-16

薊野大橋、県道44号、高知ICから一宮の高知東部自動車道に入る  
6分(2.2km)

西に進む  
66m

右折する  
99m

左折する  
230m

右折して薊野大橋に向かう(高知自動車道の表示)  
140m

薊野大橋を進む  
500m

県道44号を進む(高知自動車道/高知県道44号の表示)  
700m

左車線を使用して高知自動車道のランプに進む  
有料区間  
450m

三豊市豊中町上高野の国道11号まで四国横断自動車道/高知自動車道と高松自動車道を進み、さぬき豊中ICで高松自動車道を出る  
1時間1分(80.0km)

高知東部自動車道に入る  
有料区間  
300m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

55.4 km

川の江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川の江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

タイヤランド新居浜西

〒792-0003 愛媛県新居浜市新田町1丁目1-34

平和通り/県道13号 から 船木 の 松山自動車道 に入る

19分 (8.8 km)

南方向に図書館通りを進む

82 m

左折する

350 m

斜め左方向に曲がり平和通り/県道13号に入る

2.0 km

平形町郵便局前 (交差点) を右折する

2.0 km

斜め右方向に曲がる

1.6 km

左折して国領大橋/国道11号に入る

そのまま 国道11号 を進む

850 m

新居浜IC入口 (交差点) を右折して 県道47号 に入る (松山自動車道 の表示)

750 m

左折して 松山自動車道 のランプに入る

有料区間

450 m

分岐を左方向へ進み 高松/徳島/高知 の標識に従って 松山自動車道 に入る

有料区間

700 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 松山自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき  
豊中 IC で 高松自動車道 を出る

33 分 (48.4 km)

松山自動車道 に入る

有料区間

26.5 km

右車線を使用して 高松自動車道 を進む

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

タイヤランド今治

〒799-1505 愛媛県今治市東村1丁目14-1

長沢の今治小松自動車道まで産業道路を進む  
9分(5.5km)

南西に進んで今治街道/産業道路/県道38号に向かう  
39m

左折して今治街道/産業道路/県道38号に入る  
4.9km

長沢交差点を左折して産業道路/国道196号に入る(小松/今治小松自動車道の表示)  
550m

松山自動車道と高松自動車道を三豊市豊中町上高野の国道11号まで進み、さぬき  
豊中ICで高松自動車道を出る  
1時間2分(87.1km)

左折して今治小松自動車道に入る(E76の表示)  
有料区間  
13.9km

いよ小松JCTで左車線を使用して高松/徳島/高知方面の標識に従う  
有料区間  
550m

松山自動車道に入る  
有料区間  
50.7km

右車線を使用して高松自動車道を進む  
有料区間  
20.6km

さぬき豊中IC出口を高瀬方面の国道11号に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む  
17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鉦業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7



タイヤセレクト高知朝倉

〒780-8088 高知県高知市針木本町20-7

県道38号と県道386号からいの町枝川の四国横断自動車道/高知自動車道に入る  
13分(6.9km)

北に進んで県道38号に向かう

100m

県道38号を進む

2.4km

朝倉駅前(交差点)を左折して県道386号に入る

2.5km

枝川ICを右折して12/高知自動車道/伊野IC/高知方面の高知西バイパス/国道33号に入る

800m

右折して高知自動車道のランプに入る

有料区間

750m

分岐を左方向へ進み高松/徳島の標識に従って四国横断自動車道/高知自動車道に入る

有料区間

400m

三豊市豊中町上高野の国道11号まで四国横断自動車道/高知自動車道と高松自動車道を進み、さぬき豊中ICで高松自動車道を出る

1時間8分(89.3km)

四国横断自動車道/高知自動車道に入る

有料区間

9.9km

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

55.0 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所



ばんきん屋 YAMANAKA  
 山中三良  
 氏 7781-4205 高知県香美市香北町吉野1053-5  
 TEL 0887-57-5498  
 電話番号

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	2.7 t/年	1.13 t/年	
	排出事業場	名称	ばんきん屋 YAMANAKA		
		所在地	高知県香美市香北町吉野1053-5		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	山中 三良 0887-57-5495	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

ばんきん屋YAMANAKA

〒781-4205 高知県香美市香北町吉野 1 0 5 3-5

国道 195 号 と 県道 31 号 から 南国市 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
30 分 (20.7 km)

北に進んで国道 195 号に向かう

49 m

左折して国道 195 号に入る

12.4 km

右折する (高知自動車道/南国 の表示)

350 m

左折する

2.4 km

右折して県道 31 号に入る

300 m

左折してそのまま 県道 31 号 を進む

3.6 km

左折して土佐北街道に入る

81 m

左折して高知東道路/国道 32 号に入る (高知自動車道 の表示)

500 m

斜め右方向に曲がり 南国 IC に向かう

28 m

南国 IC を進む (高知自動車道 の表示)

有料区間

400 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7



産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 和歌山県和歌山市西浜 1660-46

坂井マリン株式会社

氏名 代表取締役 坂井 敏一

電話番号 073-498-7701

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	4.5 t/年	1.13 t/年	
	排出事業場	名称	坂井マリン株式会社 室戸漁港作業所		
		所在地	高知県室戸市室戸岬町6810-152		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	坂井 敏一 073-498-7701	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

坂井マリン株式会社 室戸漁港作業所

〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町6810-152

・

土佐東街道/国道55号 まで進む

2分(400m)

南西に進む

・

46m

左折する

・

56m

左折する

・

280m

・

三豊市 豊中町笠田笠岡 の 県道226号 まで 国道55号、四国横断自動車道/高知自動車道、高松自動車道 を進む

2時間36分(148km)

左折して土佐東街道/国道55号に入る

・

3.0km

室戸市浮津(交差点) を左折してそのまま 土佐東街道/国道55号 を進む(高知/奈半利 の表示)

・

50.4km

芸西西IC を右折して 南国安芸道路/高知東部自動車道/国道55号 に入る(高知 の表示)

・

6.3km

南国安芸道路/高知東部自動車道/国道 55 号 を直進する

・

2.6 km

香南のいち IC を右折して 国道 55 号 に入る (高知/南国/高知龍馬空港 の表示)

・

4.9 km

右折する (領石 の表示)

・

850 m

直進する (国道 32 号/領石 の表示)

・

2.5 km

右車線を進む

・

3.0 km

左折する

・

260 m

左折する

・

500 m

右折して高知東道路/国道 32 号に入る (10/南国 IC/高松 の表示)

・

350 m

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む

有料区間

・

550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

・

47.9 km

川の江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

・

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

・

1.7 km

川の江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

・

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

・

1.3 km

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

・

700 m

・

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

16 分 (11.4 km)

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

・

750 m

左折する

・

900 m

左折する

・

210 m

斜め右方向に曲がる

・

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

・

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

・

3.5 km

右折する

・

650 m

喜楽鉱業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所

0615  
南国市大塚甲1638  
サイクルショップいしかわ  
氏名 TEL0888-65-2313 F  
西山 芳清  
電話番号



循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶
			種類	廃油	金属くず
			性状	液状	固形状
			1年当たりの最大搬入量	0.9 t/年	0.226 t/年
	当該産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	名称	サイクルショップいしかわ	
			所在地	高知県南国市大塚甲1638	
	当該産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。
氏名又は名称及び代表者の氏名			喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号		

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	西山 芳清 088-864-2313	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。



サイクルショップいしかわ

〒783-0004 高知県南国市大埴甲 1638

県道 45 号 から 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
11 分 (6.0 km)

西方向に県道 364 号を進んで県道 45 号に向かう  
110 m

右折してやなせたかしロードに入る  
180 m

右折する  
450 m

国道 195 号/県道 45 号を進む  
そのまま 県道 45 号 を進む  
3.5 km

右折して高知東道路/国道 32 号/県道 45 号に入る (10/高松/南国 IC の表示)  
そのまま 高知東道路/国道 32 号 を進む  
550 m

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む  
有料区間  
550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に  
入る  
有料区間  
600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車  
道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所

氏名

電話番号



株式会社オートショップハンダ

〒783-0004 高知県南国市大それ甲1615番地1  
TEL 088-864-3348

橋田 修作

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	1.8 t/年	0.852 t/年	
	排出事業場	名称	株式会社オートショップハンダ		
		所在地	高知県南国市大それ甲1615番地1		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	橋田 修作 088-864-3348		
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日		
参 考 事 項				

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

(株)オートショップ・ハシダ

〒783-0004 高知県南国市大そね甲1615-1

県道45号から領石の四国横断自動車道/高知自動車道に入る  
11分(6.0km)

北方向に県道45号を進んで県道364号に向かう  
150m

やなせたかしロードを直進する  
180m

右折する  
450m

国道195号/県道45号を進む  
そのまま県道45号を進む  
3.5km

右折して高知東道路/国道32号/県道45号に入る(10/高松/南国ICの表示)  
そのまま高知東道路/国道32号を進む  
550m

左車線を使用して高知自動車道方面のランプに進む  
有料区間  
550m

分岐を右方向へ進み高松/松山/徳島の標識に従って四国横断自動車道/高知自動車道に入る  
有料区間  
600m

三豊市豊中町上高野の国道11号まで四国横断自動車道/高知自動車道と高松自動車道を進み、さぬき豊中ICで高松自動車道を出る  
55分(71.6km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7



産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所 〒783-0068 南国市才谷字古越778  
 パシフィック観光株式会社  
 氏名 代表取締役 横田 整二  
 電話番号 TEL 代表088-862-0216



循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地		滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地		香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類		廃油	金属くず	
		性状		液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量		0.9 t/年	0.226 t/年	
	排出事業場	名称		パシフィックゴルフクラブ		
		所在地		高知県南国市才谷字古越778		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地		滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ④	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	横田 整二 088-862-0216	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

パシフィックゴルフクラブ

〒783-0068 高知県南国市才谷 7 7 8

高知東道路/国道 32 号 と 南国 IC から 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
7 分 (3.1 km)

南に進む

使用が制限されている道路

24 m

右折する

一部使用制限のある道路

1.0 km

左折する

210 m

左折して土佐北街道に入る

350 m

左折して高知東道路/国道 32 号に入る (高知自動車道 の表示)

500 m

斜め右方向に曲がり 南国 IC に向かう

28 m

南国 IC を進む (高知自動車道 の表示)

有料区間

400 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に  
入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車

道を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所 **ユ ニ ー ク**



氏名 〒781-5213 高知県香南市野市町東野1918-7  
 TEL/FAX 0887-52-8973  
 代表 竹内 洋平  
 電話番号

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸	
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号	
	事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7	
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶
	種類	廃油	金属くず
	性状	液状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	0.9 t/年	0.226 t/年
	排出事業場	名称	Iニ-7
所在地		高知県香南市野市町東野1918-7	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸	
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号	

県内搬入計画

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	竹内 洋平 0887-52-8973	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

ユニーク

〒781-5213 高知県香南市野市町東野 1918-7

国道 55 号 から 南国市 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
25 分 (15.8 km)

南東に進んで国道 55 号に向かう  
37 m

左折して国道 55 号に入る  
550 m

右折する  
14 m

左折する  
220 m

右折する  
230 m

右折する  
500 m

左折して国道 55 号に入る  
5.6 km

右折する (領石 の表示)  
850 m

直進する (国道 32 号/領石 の表示)  
2.5 km

右車線を進む  
3.0 km



左折する

260 m

左折する

500 m

右折して高知東道路/国道 32 号に入る (10/南国 IC/高松 の表示)

350 m

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む

有料区間

550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に

従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住所 高知県南国市岡豊町滝本205-7  
 美津和産業株式会社  
 氏名 高知営業所 渡辺憲司  
 電話番号 089-266-4504

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	0.9 t/年	0.226 t/年	
	排出事業場	名称	美津和産業株式会社 高知営業所		
		所在地	高知県南国市岡豊町滝本205-7		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	渡辺 憲司 088-866-4504		
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日		
参 考 事 項				

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

美津和産業(株)高知営業所

〒783-0040 高知県南国市岡豊町滝本 2 0 5-7

県道 384 号 と 高知東道路/国道 32 号 から 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に  
入る

10 分 (6.2 km)

北東に進んで県道 384 号に向かう

使用が制限されている道路

14 m

右折して県道 384 号に入る

3.3 km

右折して土佐北街道/県道 256 号に入る

240 m

左折して高知東道路/国道 32 号に入る (10/南国 IC/高松 の表示)

1.5 km

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む

有料区間

550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に  
入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車  
道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鉦業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7



産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所 高知県土佐市波介1881番地1

氏名 横川オート  
横川大助

電話番号 020-2882-1885



循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	1.8 t/年	0.452 t/年	
	排出事業場	名称	横川オート		
		所在地	高知県土佐市波介1881番地1		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ㊟	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	横川 大助 088-882-1838	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

横川オート

〒781-1143 高知県土佐市波介 1881-1

県道 287 号 から 高岡町乙 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
5 分 (2.8 km)

北西に進んで県道 287 号に向かう  
21 m

右折して県道 287 号に入る  
1.4 km

右折して国道 56 号に入る (高知/国道 33 号/伊野 の表示)  
350 m

左折して 高知自動車道 方面のランプに入る  
有料区間  
400 m

分岐を右方向へ進み 高知 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
有料区間  
650 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る  
1 時間 16 分 (98.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
有料区間  
19.3 km

四国横断自動車道/高知自動車道を進む  
有料区間  
55.0 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/

高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所

**タケウチモーターズ**

代表者 **竹内 純 弘**

氏名 高知県南国市大桶甲229

TEL 088-864-5270

FAX 088-855-3046

電話番号



循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	0.9 t/年	0.226 t/年	
	排出事業場	名称	タケウチモーターズ		
		所在地	高知県南国市大桶甲2291		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	竹内 純弘 088-864-5270		
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日		
参 考 事 項				

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

タケウチモータース

〒783-0004 高知県南国市大埴甲 2 2 9 1

県道 45 号 から 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
12 分 (6.1 km)

北東に進む

96 m

左折して 国道 195 号 に向かう

92 m

右折して国道 195 号に入る

54 m

左折して国道 195 号/県道 45 号に入る (徳島/龍河洞/高知工科大学 の表示)

そのまま 県道 45 号 を進む

4.2 km

右折して高知東道路/国道 32 号/県道 45 号に入る (10/高松/南国 IC の表示)

そのまま 高知東道路/国道 32 号 を進む

550 m

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む

有料区間

550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に  
入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車  
道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)



四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/  
高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に  
従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所



PRSTYLE ASAHI

氏 名 旭 正 人 印

〒789-0315 高知県長岡郡大豊町中村大玉2069番地

電話番号 TEL.FAX 0887-72-0688

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	0.9 t/年	0.226 t/年	
	排出事業場	名称	PRSTYLE ASAHI		
		所在地	高知県長岡郡大豊町中村大玉2069番地		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ④	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	旭 正人 0887-72-0688	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

PROSTYLE ASAHI

〒789-0315 高知県長岡郡大豊町中村大王2069

川口 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

6 分 (3.0 km)

南に進んで国道 32 号/国道 439 号/県道 113 号に向かう

1.4 km

国道 439 号を進む (9/大豊 IC/高知自動車道/本山 の表示)

700 m

左折して 四国横断自動車道/高知自動車道 方面のランプに入る

有料区間

400 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

550 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

38 分 (50.3 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

26.0 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住所 高知県土佐郡大川村小松 42 番地 10  
 有限会社 岡本建設  
 氏名 代表取締役 岡本 淳司  
 電話番号 0887-84-2301

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず	
		性状	液状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	1.8 t/年	0.452 t/年	
	排出事業場	名称	有限会社 岡本建設		
		所在地	高知県土佐郡大川村小松 42 番地 10		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鋳業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号			



県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	岡本 淳司 0887-84-2301	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

(有) 岡本建設

〒781-3703 高知県土佐郡大川村小松42-10

県道17号と国道439号から大豊町川口の四国横断自動車道/高知自動車道に入る  
46分(32.2km)

西に進んで県道17号/県道6号に向かう  
110m

左手前方向に曲がり県道17号/県道6号に入る  
550m

斜め左方向に曲がり、そのまま県道17号/県道6号を進む  
そのまま県道17号を進む  
4.7km

左折してそのまま県道17号を進む  
7.8km

斜め右方向に曲がり南越トンネル/県道265号に入る(国道439号/上八川/大豊/高知自動車道  
の表示)  
そのまま県道265号を進む  
2.1km

左折して国道439号に入る(国道32号/大豊の表示)  
16.1km

右折して四国横断自動車道/高知自動車道方面のランプに入る  
有料区間  
400m

分岐を右方向へ進み高松/松山/徳島の標識に従って四国横断自動車道/高知自動車道に  
入る  
有料区間  
550m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

38 分 (50.3 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

26.0 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所

高知県香美市物部町大枡823番地

氏名 有限会社 萩野自動車

代表取締役 萩野 雅生

電話番号

0997-84-2274



循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地		滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号		
		事業場の所在地		香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント	ドラム缶	
		種類	廃油	金属くず		
		性状	液状	固形状		
		1年当たりの最大搬入量	1.8 t/年	0.678 t/年		
	排出事業場	名称	有限会社 萩野自動車			
		所在地	高知県香美市物部町大枡823番地			
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。		
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸				
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号				

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ㊦	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	萩野 雅生 0887-58-2274	
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日	
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

(有)萩野自動車

〒781-4401 高知県香美市物部町大栃 8 2 3

国道 195 号 と 県道 31 号 から 南国市 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
40 分 (29.2 km)

南方向に県道 220 号を進んで国道 195 号に向かう  
110 m

右折して国道 195 号に入る  
20.8 km

右折する (高知自動車道/南国 の表示)  
350 m

左折する  
2.4 km

右折して県道 31 号に入る  
300 m

左折してそのまま 県道 31 号 を進む  
3.6 km

左折して土佐北街道に入る  
81 m

左折して高知東道路/国道 32 号に入る (高知自動車道 の表示)  
500 m

斜め右方向に曲がり 南国 IC に向かう  
28 m

南国 IC を進む (高知自動車道 の表示)  
有料区間  
400 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)



700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住 所 高知県南国市比江 679  
 有限会社 篠原基礎  
 氏 名 代表取締役 篠原 榮吉  
 電話番号 088-862-2247

循環事業者が行なう県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口 2 丁目 7 番 33 号		
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙 333 番 7		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル	廃エレメント ドラム缶	
		種 類	廃 油	金属くず	
		性 状	液 状	固 形 状	
		1 年当たりの最大搬入量	1.8 t / 年	0.452 t / 年	
	排 出 事業場	名 称	有限会社 篠原基礎		
		所 在 地	高知県南国市比江 679		
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸			
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口 2 丁目 7 番 33 号			

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり		
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ④		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油 タンク車、清掃車、キャブオーバー車で運搬する。タンクは密閉式のため飛散の恐れはない。清掃車、キャブオーバー車は、密閉式容器（蓋付オープンドラムを含む）を使用し適宜シート、ロープを使用する。	廃エレメント ドラム缶 運搬にはキャブオーバー車を使用する。密閉式容器を使用し流出や悪臭を防止する。また適宜シート、ロープを使用し安全に配慮した運搬を行う。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	篠原 榮吉 088-862-2247		
	搬入開始予定年月日	令和 年 月 日		
参 考 事 項				

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行なう場合は、押印を省略することができます。

有限会社篠原基礎

〒783-0054 高知県南国市比江679

・

県道45号、高知東道路/国道32号、南国ICから領石の四国横断自動車道/高知自動車道に入る

6分(3.4km)

東に進む

・

20m

右折する

・

120m

右折して県道45号に向かう

・

150m

右折して県道45号に入る

・

1.4km

右折して高知東道路/国道32号/県道45号に入る(10/高松/南国ICの表示)

そのまま高知東道路/国道32号を進む

・

550m

左車線を使用して高知自動車道方面のランプに進む

有料区間

・

550m

分岐を右方向へ進み高松/松山/徳島の標識に従って四国横断自動車道/高知自動車道に入る

600 m

・  
三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

54 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

・  
47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

・  
800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

・  
1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

・  
20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

・  
1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

・

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

・

750 m

左折する

・

900 m

左折する

・

210 m

斜め右方向に曲がる

・

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

・

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

・

3.5 km

右折する

・

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7